

平成30年 9 月 7 日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

平成30年 8 月 31 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称	マツタニ歯科クリニック
所在地	大阪府大阪市阿倍野区阪南町七丁目 8 番 1 号 デイリーカナートイズミヤ西田辺店 2 階
開設者	松谷 哲郎 (まつたに てつろう)
指定取消年月日	平成 30 年 9 月 14 日

(2) 登録の取消となる保険医

氏 名	松谷 哲郎 (50歳)
登録取消年月日	平成30年 9 月 14 日

2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成28年 6 月 2 日、患者から全国健康保険協会大阪支部を通じて近畿厚生局指導監査課に対し、5～6年前に受診した以降通院していないにもかかわらず、医療費通知に平成27年 1 月から平成28年 2 月までの間当該医療機関の名前が記載されている旨の情報提供があった。

(2) 平成29年 7 月 27 日、個別指導を実施したところ、歯科パノラマ断層撮影に係る一連の診療報酬が請求されている患者についてパノラマエックス線フィルムの持参がなく、松谷歯科医師に未持参の理由を尋ねるも明確な回答がなかった。

また、診療録を確認したところ、歯周病検査結果の未記載及び診療録の一部落丁が認められ、それらの理由を尋ねるも、明確な回答がなかったため、個別指導を中断した。

(3) 平成29年 10 月 26 日、個別指導を再開したものの、パノラマエックス線フィルムについて再び持参がなく、松谷歯科医師からは、当該患者の受診の有無及びパノラマエックス線フィルムの所在の有無すら明確な回答がなかった。また、診療録の一部落丁の理由に

についても明確な回答がなかった。さらに、前回の個別指導において診療録に未記載であった歯周病検査結果を加筆していたため、個別指導を再度中断した。

- (4) 平成29年12月21日、個別指導を再開したところ、松谷歯科医師が、実際には診療していないにもかかわらず診療したものとして診療録に不実記載し、診療報酬を不正に請求していたことを認めたことから、個別指導を中止し、同日（第1回）監査を実施した。

3 取消処分の主な理由

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したところ、マツタニ歯科クリニックの開設者であり保険医である松谷歯科医師は、平成30年1月25日（第2回）から同年3月8日（第4回）までの間、計3回の監査に出頭しなかった。

これらのことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医療機関の開設者及び保険医が出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消しを定めた健康保険法第80条に該当し、保険医及び保険薬剤師の登録の取消しを定めた健康保険法第81条に該当する。

4 再指定等

原則として、指定の取消及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第5号及び第6号
- 保険医の登録の取消
健康保険法第81条第2号及び第3号